



『2020↓2024年 新3K実現へ前進！ 実践宣言』

(一社) 長崎県建設業協会

改正労働基準法が令和六年には建設業界に適用され、「時間外労働年間七十二〇時間、月四五時間以上が年六ヶ月以内」の上限規制を順守しなければ企業としての存続が危ぶまれる。一方で、将来の担い手となる若い世代の職業観は、休日や時間外労働に対する意識が高まっており、長時間労働が常態化する現状の業界は就職先として選択されなくなる。また県外都市部建設業との給与格差が県内就職を勧めにくい要因との指摘も依然としてあり、このままでは新規入職者の充足は望めない。

本会においては、こうした間近に迫る大きな就業環境の変化と人手不足に対する危機感を全会員が今一度胸に刻む必要がある。

そこで、大きな節目となる令和六年を目安として、地域の守り手、そして雇用を支える基幹産業としてしっかりと地域に根ざして迎えるべく、以下の項目についてさらなる改善を図るため、本会は、各会員がその実現に向けた具体的活動に全力で取り組むことをここに宣言する。

もとより、本会としては業務の効率化や技術の研鑽、さらにはICT利活用などによる生産性向上を進めていくが、関係取引先並びに発注機関におかれては、本会の活動に対して格段の御理解と御支援をお願いします。

記

- 一. 初任給引上げをはじめ、給与水準の向上や資格手当の充実を図る。
- 二. 改正労基法の実施に合わせ時間外勤務の大幅な縮減を図る。
- 三. 有給の年休取得日数、産前産後・育児休暇等を拡大する。
- 四. 完全週休二日制（四週八休を含む）を最終的な姿と位置づけ、週休二日制を拡大する。
- 五. 寮・社宅機能の確保や現場事務所等の福利厚生の実現を図る。
- 六. キャリアプランの策定やOJT、OFF・JTを充実するとともに、資格取得の支援に努める。
- 七. 採用力向上を図るため、PR力向上研修や県内外で開催される合同面談会に積極的に参加するとともに、企業パンフレットの作成・充実やホームページ等による情報発信の強化に努める。
- 八. 安全衛生活動の取組みや女性の就業環境向上、高齢者継続雇用への努力を重ねていく。

(令和二年三月三〇日 理事会承認)